

(以下は、名古屋高等裁判所平成26年(ネ)第148号事件の原審(名古屋地方裁判所平成25年(ワ)第1293号 貸金請求事件)判決の全文である。)

主 文

- 1 被告Aは、原告に対し、400万円及びこれに対する平成14年10月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告の被告亡B相続財産に対する請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告の、その余を被告Aの負担とする。
- 4 この判決は、第1項につき仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 被告A関係

主文第1項に同旨。

2 被告亡B相続財産関係

(1) 被告亡B相続財産は、原告に対し、400万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成25年8月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告亡B相続財産の負担とする。

(3) 仮執行宣言。

第2 事案の概要

本件は、被相続人が借主に金員を貸し付け、その弁済期が到来した後、借主が死亡して、その子である被告Aら推定相続人が借主の相続を放棄したが、被告の相続放棄は無効であるとして、被相続人を相続した原告が、被告Aを相手取り、貸金の返還等を求め、上記相続放棄が有効であった場合に、借主の相続財産(以下「被告相続財産」という。)に対して貸金の返還等を求めた上で、上記各請求の同時審判を申し出た事案である。

1 前提事実

当事者間に争いがない事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実は次のとおりである。

(1) 当事者等

ア 原告は、亡Cの子である。

イ 亡Bは、亡D及び亡Eの子であり、Fはその配偶者であり、G及びHは、亡BとFとの間の子、I、J、被告A及びKは、亡Bの兄弟である。

(2) 被告Aの失踪

被告Aは、平成5年ころ、その夫と共に多額の借財を抱え、a市を離れた親類縁者との連絡を絶った。

(3) 本件貸付け

亡Cは、亡Bに対し、平成9年6月10日、弁済期につき同年7月10日と定めて400万円を貸し付けた（以下「本件貸金」という。）。

(4) 亡Bの死亡等

ア 亡Bに先立って、亡D及び亡Eは、いずれも死亡した。

イ 亡Bは、平成10年7月5日死亡した。

(5) 他の推定相続人の相続放棄等

ア 亡Bの妻であるFと、子のG及びHは、平成10年8月21日、a家庭裁判所に亡Bの相続の放棄をする旨届け出、同年9月10日に受理された。

イ 被告以外の亡Bの兄弟であるI、J及びKは、平成10年10月1日、a家庭裁判所に亡Bの相続の放棄をする旨届け出、同月19日に受理された。

(6) 被告Aの不在者財産管理人の選任

a家庭裁判所は、平成12年2月17日、被告Aの不在者財産管理人としてLを選任した（同人は被告Aの弟の妻である。以下「本件不在者財産管理人」という。）。

(7) 本件不在者財産管理人による相続財産の処分

本件不在者財産管理人は、別紙物件目録記載の不動産につき、平成13年5月17日、亡Bの死亡による相続を原因として所有権移転登記手続を経て、これを同年6月5日に売却処分した（以下「本件売却処分」という。乙4の6の2）。

(8) 前訴判決

亡Cは、被告A（法定代理人は本件不在者財産管理人）を相手取り、平成14年10月、a地方裁判所に本件貸金の返還等を請求して提訴し、平成15年3月28日、全部認容判決を得、同判決は、同月29日、本件不在者財産管理人に送達された（以下、この判決を「前訴判決」という。乙4の2）。

(9) 被告Aによる亡Bの死亡認識

被告Aは、平成17年ころ、生活が安定してきたので住民票を異動したところ、平成18年4月22日、関係者の訪問を受けて亡Bの死亡を知った（乙4の9）。

(10) 本件相続放棄

被告Aは、平成18年6月22日、a家庭裁判所に亡Bの相続の放棄をする旨届け出、同年7月5日、受理された（以下「本件相続放棄」という。）。

(11) 亡Cの相続

亡Cは、平成22年12月18日死亡し、原告がこれを相続した。

(12) a家庭裁判所は、平成23年10月31日ころ、亡Bの相続債権者の申立てに基づき、亡Bの相続財産につき相続財産管理人として弁護士Mを選任した（a家庭裁判所平成23年(家)第b号）。

2 争点

本件相続放棄の有効性

（原告の主張）

本件相続放棄は、次の各事由により無効であり、被告Aは亡Bの唯一の相続人として本件貸金債務を負っている。

ア 本件相続放棄は、それに先立ち本件売却処分が行われているため、民法921条1号本文に該当し、被告が単純相続をしたものとみなされるため、無効である。

本件不在者財産管理人の選任は有効になされており，事後的に不在者の所在が判明した後であってもその効力に影響はない。

イ 被告は，前訴判決を言渡し日である平成 15 年 3 月 28 日ころ送達されて，亡 B につき相続債務があったことを知ったのであるから，それから熟慮期間である 3 か月以上経過してなされた本件相続放棄は無効である。

（被告相続財産の主張）

請求の趣旨に対する答弁に照らし，結局本件相続放棄の無効を主張するものと善解される。

（被告 A の主張）

争う。本件相続放棄は有効である。

ア 本件不在者財産管理人の選任手続は無効である。

イ 被告 A は，その失踪期間中に言い渡された前訴判決の送達を受けておらず，その時点で亡 B の死亡を知ることはなかった。被告 A が亡 B の死亡を知ったのは，平成 18 年 4 月に住民票を異動し，亡父の使者の連絡を受けてからであり，本件相続放棄はそれから熟慮期間の 3 か月内になされたものであるから有効である。

第 3 争点に対する判断等

1 本件相続放棄の有効性

不在者財産管理人が不在者のためにその財産を管理するものであり，一種の法定代理人として必要な処分について代理権を有するところ，本件売却処分が，本件不在者財産管理人によりなされた以上，その効果は，被告 A に帰属するのであって，民法 921 条 1 号本文の「相続人が相続財産の・・・一部を処分したとき。」に当たり，法定単純承認が成立する。そして，被告 A が単純承認をしたものとみなされた以上，相続放棄の熟慮期間中であってもこれを撤回することはできず（民法 919 条 1 項），相続放棄をすることはできない。よって，本件相続放棄は無効である。

なお，被告 A は，本件不在者財産管理人の選任手続の無効を主張するが，必ずしもその無効事由は明らかではなく，これが無効であるなどということとはできない

（被告 A は、本件売却処分によって私腹を肥やすなど、本件不在者財産管理人がその適格性に欠けていたと主張していた経緯があることが窺われるが、そのような主観的意図によって同人の適格性が欠けるものとはいえず、その選任手続の効力に影響を及ぼす余地はない。）。

2 そうすると、本件相続放棄が無効である以上、被告 A に対する請求には理由があり、被告相続財産に対する請求には理由がない。

第 4 結論

以上によれば、原告の請求には主文の限度で理由があるから、その限度でこれを認容することとして、その余の請求を棄却することとして、主文のとおり判決する。

（別紙物件目録は省略）